

## フランス社会保障における個人情報保護に関する考察

福祉社会開発センター SPA-2ユニット研究員  
東洋大学大学院社会福祉学研究科 教授  
伊奈川 秀和

キーワード：情報化、社会保障、個人情報、財産権

### I. はじめに

旧民法は、財産権を物の上に行われる物権と債権である人権に分け、更に物権の客体である物について、有体物のみならず「智能ノミヲ以テ理會スルモノ」（無体物）を含めていた（財産編1条～6条）。これに対して現行民法では、無体物は物ではない（民法85条）。これは、旧民法と現行民法がそれぞれフランス法とドイツ法に倣ったことに由来する。刑法の議論でも、財物を巡り管理可能性説があるように、何が物であるかは、法にとって本質的重要性を有する。

社会保障において、情報は制度の本質に関わる。例えば、社会保険は、保険の技術と近代国家における統計整備が相まって実現した社会的発明である。統計は統計情報（地理空間情報活用推進基本法3条）という言葉が存在するようにまさに情報の一形態である。さらに、社会保障関係の情報の多くは、今や電子化され蓄積されている。また、物価スライドがコンピュータにより実現したように、情報化によって実現できた制度も多い。また、サービスの同時性、異質性、無形性等が需給関係や供給体制に与える制約（時間と場所を乗り越えられないこと）を解決する可能性もある。その点で情報化は、福祉・医療サービス等の計画化にとっても重要である。

ところが、給付並びにそのファイナンス及びデリバリーを中核に構築されてきた社会保障においては、情報の固有の意義を主体的・能動的には認識してこなかった嫌いがある。むしろ、ビッグデータの活用、遠隔診療、マイナンバーカード等のように外的要因により、受動的に情報の問題が顕在化したように思われる。そこで、本稿では、社会保障等における情報の位置付けを確認した上で、1978年にいち早く情報保護法制を導入したフランスの動向を取り上げ、そこから何らかの示唆を得ることを目指す<sup>1</sup>。

### II. 社会保障における個人情報保護

#### 1. 情報保護法制における社会保障

##### (1) 個人情報保護法の建て付け

個人情報保護にとって重要な位置を占めるのが、個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）である。同法は、個人情報の活用にも配慮しつつ、個人の権利利益の保護を目的とし（1条）、個人情報の取扱いに関する施策の基本的事項（基本理念、基本方針等）、個人

<sup>1</sup> 最終的には社会保障全体の考察を目指すのが、本稿では、現行法の到達点との関係で医療が中心とならざるを得ない。また、菊地馨実『社会保障法[第2版]』（有斐閣、2018年）69-72頁が論じている情報アクセス権、「知る権利」、プライバシー権等についても、別途検討する必要がある。

情報の基本的概念(2条)を規定するなど、一般法の性格を有する。その一方で、同法の規制の対象からは国、地方公共団体、独立行政法人等は除外されており、別法(行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法)や条例による規制が及ぶことになっている。その点では、社会保険の場合であれば、保険者が国、地方公共団体、特殊法人等の公法人に跨がるため、適用される法律等も異なってくる。更に社会保障の分野によっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(次世代医療基盤法)が特別法として及ぶことになる。

このように個人情報保護法制は一本化されておらず、各法令の守備範囲の違いから、法の適用関係は複雑な様相を呈することになる。いずれにしても、個人情報保護法等は、客体としての情報の法的性格(財産権の問題)は横に置き、行政法的アプローチによる規律に徹している<sup>2</sup>。つまり、個人情報保護法等からは、個人情報がその主体である人の財産権であるか否かは判然としない。このため、機微情報を含む個人情報が蓄積する現在、個人情報の財産権論は別途検討を要することになる<sup>3</sup>。しかも、財産権の客体である個人情報の処分可能性から、個人情報が不適切な形で市場において流通する危険性(刑事法の問題)についても考えなければならなくなる。

<sup>2</sup> 個人情報保護法では、事業者は一定期間で情報を廃棄する必要があり、滅失が想定できない情報の特性からして、情報が財産であることを前提としているとは考えにくい。なお、2000年10月11日の情報通信技術(IT)戦略本部「個人情報保護法制に関する大綱」は、個人情報が「その取扱いの態様によっては、個人の人格的、財産的な権利利益を損なうおそれのあるものである」と述べている。

<sup>3</sup> 個人情報が蓄積したデータは、知的財産としての保護を受けることもあることから、個人情報自体とそれが化体した媒体とは分けて考えることができる。本稿が検討を加えるのは、個人情報自体の財産性の問題である。

## (2) 民事・刑事法及び個人情報保護法が前提とする情報の価値

個人情報の価値という点では、以下の民法及び刑法の考え方が参考となる<sup>4</sup>。結論的には、情報は財産権の客体としての物又は有体物とはいえない。しかし、支配可能性や管理可能性を重視するなら、情報は物又は財物ではないにしても、そこに何らかの価値を認めることはできよう<sup>5</sup>。

①民法：個人情報は、プライバシー等の人格権の侵害に対する損害賠償請求や差止請求として問題化する。これらの請求を裁判所が認める限りでは、権利侵害の客体である人格権も法的に保護される利益となる。しかし、侵害利益は人格権であって、物(民法85条の有体物)を客体とする所有権ではない<sup>6</sup>。

②刑法：個人情報は、特定の身分に義務付けられた守秘義務との関係で秘密漏示罪等が問題となる。刑法(134条)の秘密漏示罪の条文の位置からすれば、その保護法益は人格的法益(私生活の平穩)である。その限りでは、財産犯とは考えられない。他方、財産犯においては、その客体は有体物である<sup>7</sup>。

なお、プライバシー権侵害等の非財産的損害についても不法行為による損害賠償請求による救済が可能である(民法710条)。とはいえ、要件、手続き等に鑑みるなら、自己情報のコントロールや個人情報の保護に

<sup>4</sup> 個人情報の法的検討においては、プライバシー権、自己情報コントロール権等の憲法学的なアプローチもあるが、本稿では立ち入らない。本稿のようなアプローチの結果、憲法学的なアプローチの有用性が改めて確認されるかもしれない。

<sup>5</sup> 四宮和夫・能見善久『民法総則[第9版]』(弘文堂、2018年)181頁は、物を有体物と無体物に分けた旧民法の立場について、「実は極めて現代的な立場でもあった」と評価している。

<sup>6</sup> 内田貴『民法I[第2版]補訂版総論・物権総論』(東京大学出版会、2001年)344頁は、物について「法律上の排他的支配の可能性」と解する説も有力であるとして上で、法の規定する典型的な「物」の概念を維持するとの立場である。

<sup>7</sup> 財産犯の客体である財物については、管理可能性説ではなく、有体物と解する有体説が多数説・通説とされる(山口厚『刑法各論[補訂版]』(有斐閣、2006年)170-180頁)。

として財産権構成の方がより直裁ではある<sup>8</sup>。この点、情報法の分野では、財産権論は理論的困難性を抱えているとの指摘もある<sup>9</sup>。しかし、そのような議論さえ未成熟な社会保障分野においては、依然として財産権の問題を検討に加味する価値があるともいえる。

### (3) 情報保護法制の交錯

物や財物の法的位置付けの観点から個人情報保護法制を如何に捉えるべきであろうか。まず、社会保障における個人情報も、一般法としての個人情報保護法の対象となる。しかし、個人情報保護法は、個人情報の保護と利活用を目的としながらも、個人情報を本人の財産権と捉える視点は横に置いた法の建て付けである<sup>10</sup>。自己情報の本人開示（原則開示、例外非開示）、訂正等及び利用停止等に係る請求権が規定されている（28～30条）が、かかる請求権が如何なる権利かは自明ではない。行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法も同様である。

刑法においては、第13章に秘密漏示罪（134条）等の秘密を侵す罪がある。その保護法益を巡っては諸説あるが、条文の配列からしても、窃盗（235条）のような財産犯とは捉えられていない。その他、個人情報に関しては、営業秘密の関係での不正競争防止法、守秘義務との関係での労働法制、インターネットの関係での不正アクセス防止法など、多くの法令が関係する。

現状、個人情報の保護に関しては、様々な法令が重

疊的に及んでおり、そこから社会保障に係る個人情報がアプリアリに除外されるわけではない。それにも関わらず、個人情報が財産権の客体であるのかといった根本的な問題は、何れの法令も明確にはしていない。自己情報であっても、個人情報保護法等の下でカルテ等の健康情報が開示の対象外となり得るのも、個人情報が排他的支配を特質とする財産権でないことがある<sup>11</sup>。

その一方で、社会保障（特に社会保険）分野では、個人情報が費用負担者である本人の管轄外で収集・蓄積・利用されてきている。このことは、自己情報の本人開示請求権の例外事由に医療情報等が含まれることとの不均衡を拡大し、故に個人情報を社会保障の視点から検討すべき必要性を高めることになる<sup>12</sup>。つまり、社会保険の保険関係が典型であるが、個人は社会保障の費用負担者であり、権利関係の当事者であるにも関わらず、自己情報へのアクセス等の制約を受けることをどう考えるかである。

ところで、社会保障に限ってみると、診療等の医療情報が議論される頻度に比べると、介護等の社会福祉その他の社会保障分野は蓄積が少ない印象を受ける。ところが、社会的・法的に問題となったのは、年金の記録訂正の問題であった。そこで、まず年金記録問題を手始めに若干の検討を加えることとしたい。

## 2. 社会保障法における情報の意義

### (1) 情報に関する法制度との関係

社会保障に係る個人情報も、民事・刑事及び個人情報保護法等の法律の射程にあることをもって、社会保

<sup>8</sup> プライバシー権侵害に対する不法行為構成の限界と、財産権的構成の有効性を指摘する論考として、社会保障ではないが、橋本誠志「財産権的アプローチを利用したインターネット上における個人データの保護」『同志社政策科学研究』4巻（2003年）45-64頁がある。この他に財産権論を展開する論考としては、林紘一郎「個人データの法的保護：情報法の客対論・序説」『情報セキュリティ総合科学』1号（2009年）67-109頁等がある。

<sup>9</sup> 石江夏生利「プライバシー・個人情報の「財産権論」—ライフログをめぐる問題状況を踏まえて—」『総務省情報通信政策レビュー』4号（2012年）E17-E45頁

<sup>10</sup> 園部逸夫・藤原静雄編『個人情報保護法の解説（第二次改訂版）』（ぎょうせい、2018年）53頁は、個人情報保護法が「私法上の権利利益の内容や範囲を直接確定しこれを保護しようとするものではない」と述べている。

<sup>11</sup> 個人情報保護法（28条）、行政機関個人情報保護法（14条）及び独立行政法人等情報保護法（14条）は、本人からの開示請求権を原則として認めながらも、生命、身体等の権利利益を害するおそれがある場合を除外している。

<sup>12</sup> 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説〔第6版〕』（有斐閣、2018年）484頁は、「最近では、医療においてもインフォームド・コンセントが重視されてきており、本人の明確な意思に反してかかる情報を不開示にすることは慎重でなければならないであろう」と述べる。

障法として情報の固有の意義を論ずる必要がないとはいえない。第1に一定の個人情報に給付の受給権に結びついてくる。例えば、年金記録である。それ以外にも、保険料拠出の多寡や期間は、年金以外の社会保険でも受給権に関わってくる。第2に医療、福祉等のサービス情報には機微情報が多く、あくまでサービス提供のために収集された情報である。

これまで社会保障において情報の問題は、教示、周知、広報等の義務を巡る議論が多かった<sup>13</sup>。個人に係る情報自体に価値を認める議論としては、年金記録問題が嚆矢であろう。年金記録は年金受給額に反映するからである。年金記録とのアナロジーが許されるとすれば、医療、介護等の記録が給付の受給権に何らかの影響を及ぼす場合には、個人情報自体の価値が問題となる。個人情報保護法は、情報自体の価値は横に置き、もっぱら開示、訂正等というアプローチを採用した建て付けである。それに対して、年金記録の訂正の場合には、年金の受給権が関係することから、その価値を考えてみる意義はありそうである。

## (2) 財産権との関係

年金記録、特定健診・保健指導、要介護度等の情報は、何かに化体すれば格別、さもなければ著作権、特許権等の知的財産権の対象にはなりそうもない。そうかといって有体物ではない情報を物と同じように扱うことも難しい。この点、医療保険のレセプトは一種の請求書であり、紙媒体の時代であれば、審査支払機関が受領した時点で所有権は、医療機関から審査支払機関に移転すると解される。しかし、オンライン請求となると、紙のような所有権を認めることはできない。そうかといって、レセプトデータ自体は医療情報としての価値を有する。しかも、現在のようにレセプト情報等が集

積し、データベース化されれば、その価値は一層高まる。

このように記録媒体というより記録自体の価値が高まった現在、年金を手始めに社会保障の情報の価値について原初的な考察をまずは試みたい。

## 3. 年金記録の変更・訂正

### (1) 記録の法的位置付け

年金記録が重要なのは、当該情報が年金受給権や給付額等に直結することにある。これは年金が長期保険であることに起因するが、他の社会保障分野でも蓄積された記録が給付に跳ね返るとすれば、記録を法的にどのように位置付けるかは権利の問題となってくる。

### (2) 年金分割における年金記録の意義

年金分割は、離婚時等に夫婦であった一方の請求により、厚生年金の報酬比例部分の算定基礎である標準報酬等を合意又は裁判による分割割合に基づき、当該標準報酬等の改定又は決定を行う制度である(厚年法78-2条等)。年金分割と言われるが、実際には、「受給権の発生前も含め、婚姻期間中の保険料納付記録を分割し、分割を受けた者に保険事故が発生した場合には、当該納付記録に基づきその者自身の年金受給権が発生することとなる方法(「保険料納付記録の分割」)」である<sup>14</sup>。

また、第3号被保険者の関係では、いわゆる第3号分割がある(厚年法78-13条等)。これは、「第2号被保険者が納付した保険料について、給付算定上夫婦が共同して負担したものとみなすこととして、納付記録を分割し、この記録に基づき、夫婦それぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行う」制度である<sup>15</sup>。第3号分割の場合には、合意は不要であり、被扶養配偶者からの請

<sup>13</sup> 全てを挙げることはできないが、例えば山下慎一「社会保障法における情報提供義務に関する一考察」『福岡大学法学論叢』60巻2号(2017年)235-263頁である。

<sup>14</sup> 厚生労働省「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて(厚生労働省案)」(2003年11月17日)

<sup>15</sup> 前掲注14

求により行われる。このような仕組みを可能にするため、第2号被保険者が負担した保険料が被扶養配偶者との共同負担であることを明確にする共同負担認識規定が置かれている（同78-13条）。

### （3）年金記録の訂正

年金記録とは、被保険者資格の得喪、保険料の納付状況等を記録した国民年金原簿（国年法14条）及び厚生年金保険原簿（厚年法28-2条）の記録を意味する。現在、これらの年金記録については、被保険者等が訂正を請求することが権利として認められており、厚生労働大臣は訂正の可否を決定（訂正決定、不定性決定）しなければならない。さらに、決定には処分性があることから、行政不服審査法の審査請求や訴訟提起も可能である。

年金記録も個人情報であり、しかも、プライバシー性、権利性、長期間の管理の必要性が高い情報である<sup>16</sup>。特に権利性という点では、被保険者資格、保険料納付、標準報酬等の記録を媒介として、年金の受給権が決まってくる。ところが、裁定により受給権が顕在化するため、年金原簿又は年金記録自体が権利を表象するわけではない。また、年金原簿への記録の行為自体は、「行政庁による事実上の行為」と解されてきた<sup>17</sup>。記録訂正の方法としては、個人情報保護法等による訂正請求もあるが、開示請求等の煩雑な手続きを踏む必要がある。これらのことも、年金記録独自の訂正手続きを設けることにつながっている。

裁定時主義の考え方からすれば、年金記録は裁定時の受給権の有無や給付額に反映することから、裁定を待って行政処分の取消等により、年金記録の内容を争

うことも可能である<sup>18</sup>。しかし、裁定までに如何なる行政処分を介在させるかは、相当程度立法政策に依存する。例えば、厚生年金が資格の得喪に厚生労働大臣の確認を設けている（高年法18条）のに対して、国民年金には「確認」という行政処分は存在しない<sup>19</sup>。資格の確認制度には、紛争の防止及び早期解決の効果があり、年金記録訂正の仕組みも、同様の効果が期待できる。

### （4）記録の価値

以上を整理する。まず年金記録は個人情報であり、年金分割や記録訂正のように、それが年金の受給権や給付額に跳ね返るものである。しかしながら、年金記録のみで年金の受給権が発生するわけではなく、それ自体が財産権であるとまではいえないであろう<sup>20</sup>。また、年金記録の重要性に鑑み、年金分割及び記録訂正を法定化することにより、財産権構成によらず、被保険者の利益を保護しているといえる。

## 4. レセプト開示

### （1）レセプト開示の意義

レセプトは、保険医療機関等から保険者への請求書類である<sup>21</sup>。紙の時代であれば、レセプト（媒体）の所有権の帰属を問う意味があった。しかし、電子請求が進んだ現在、書類というよりも、レセプト情報自体（中味）の帰属が問題となる。つまり、レセプト情報の主体である個人が自己情報に対して、開示請求権を超え

<sup>16</sup> 社会保障審議会年金部会「年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会とりまとめ」（2013年12月16日）

<sup>17</sup> 前掲注16。なお、記録の中には、被保険者資格の確認、標準報酬の決定等の行政処分も含まれるが、年金原簿又は年金記録が権利を表象する文書とは言えないであろう。ただし、企業年金の解散の場合には、加入記録のみならず原資も移管されることからすれば、記録には某か権利を体化する面があるようにもみえる。

<sup>18</sup> 個人情報保護法に基づく訂正請求も可能である。

<sup>19</sup> 厚生年金の資格の確認が設けられた理由には、資格取得から給付までのタイムラグがあり、それが資格に関する紛争の原因になることがある（東京地判昭和56年11月26日行集32巻11号2105頁）。

<sup>20</sup> 離婚時の財産分与の対象について、東京高判昭和61年1月29日家月38巻9号83頁は、将来の共済年金については、「将来被控訴人に退職又は死亡等の事情が生じ、その事情いかんによって被控訴人が一定の給付を得られるか否かが定まるものであつて、このような不確定的要素の多いものをもつて夫婦の現存共同財産とすることはできないのである」と述べている。

<sup>21</sup> 患者には診療報酬明細書が別途交付されるが、そこにはレセプトには記載される傷病名、転帰等は記載されない。

る某かの権利を有するののかという論点である。

レセプト開示については、1997年6月25日の通知（診療報酬明細書等の被保険者への開示について）以降、保険医療機関等への照会を条件に開示請求が認められることになった。現在も、レセプトの開示に当たっては、開示することによって本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障が生じないことを事前に保険医療機関等に対して確認することが条件となっている<sup>22</sup>。

## （2）レセプト情報の帰属

かかるレセプト開示の運用には、以下の2点で検討を要する。

### ①診療契約（準委任契約）における報告義務

診療契約が準委任契約であれば、受任者は、その付随義務として顛末報告義務（民法645条）を負う。これまでの医療過誤の損害賠償訴訟の中で、診療契約上の医師の付随義務又は信義則上の義務として、診療録の開示を認める裁判例が見受けられる<sup>23</sup>。レセプトの場合には、医師の備忘録である診療録と比べても、秘匿の必要性は低いと考えられる。

### ②社会保険の保険関係の当事者である被保険者の権利

保険料拠出者であり受益者である被保険者は、最終的には保険料に跳ね返る保険診療情報について利害を有する当事者である。さらに、地方公共団体や法人が保険者である国民健康保険、全国健康保険協会管掌

健康保険等はまだまだも、健康保険組合の場合には被保険者代表は組合会の構成員である。また、保険診療に当たる保険医の方も、現物給付の担い手として保険医療組織に組み込まれており、自由診療を行う医師とは異なる。

このような契約及び保険関係における被保険者の地位は、被保険者のレセプト情報に対する某かの権利を強める方向で作用する。特にレセプト開示の時点において、医師等と被保険者の信頼関係が既に壊れているとすれば、尚更である。

## 5. データベース

### （1）医療・介護等のデータベース

医療・介護のデータベースにおいて、データベースを構成する情報には、レセプト情報も含まれるが、それが集積したときにデータベースとして個々人の単体情報を超える価値が発生する。このこともあってか、2019年の健康保険法等の改正により、医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）の連結解析が可能になった。併せて、公益目的での利用促進の観点から、匿名データ及びその連結匿名データを研究機関等の第三者へ提供するための規定が整備された。データの提供に当たっては、社会保障審議会に匿名医療データ専門委員会及び匿名介護データ専門委員会が設置され、提供申出についての審査を行うこととされている。

この他にも、がん登録等の推進に関する法律による全国がん登録データベースが存在する。こちらは、全国の病院等の氏名等も含めたがん患者の情報が都道府県を介して国立がん研究センターに集積されている。その際には、患者本人の同意を得なくてもよいとされており、オプトアウトも認められていない。

<sup>22</sup> レセプト開示を請求する実際の場面は、医師等と患者の間の信頼関係が崩れている場合（医療過誤、不正・不適切請求等）もあることから、個人情報保護法が規定する非開示事由のうちの本人等の生命、身体等の権利利益を害するおそれ（28条2項1号）は制限的に解釈すべきであろう。この点、個人情報保護委員会・厚生労働省の「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日）等のガイダンスが、レセプト情報の中には医師の判断・評価が入る点で診察医の保有個人データでもあるという二面性を持つ部分が含まれるものの、そのことを理由に全部・一部開示を拒絶することができないとし、その理由にレセプト又は診療録全体が被保険者等の保有個人データであることを理由に挙げていることが注目される。なお、「福祉分野における個人情報に関するガイドライン」（2017年廃止、個人情報保護法のガイドラインに一元化）には、レセプト類似の規定は見られない。

<sup>23</sup> 東京地判平23.1.27判タ1367号212頁、東京地判平31.3.1判タ1465号231頁

## (2) データと個人情報との関係

医療・介護データベースの場合には、データは匿名化されており、個人との紐付けはないことから、両者の関係は遮断されている。匿名化により個人の識別が不能になっていけば、個人情報とはいえない<sup>24</sup>。また、その前段階の保険事務は法に基づく事務である。そのための個人情報の取得は、利用者にとっても明らかであり、審査支払機関への請求（第三者提供）は院内掲示等により明示されていけば、利用者の黙示の同意が存在するとも考えられる<sup>25</sup>。

確かに保険事務のための個人情報の利用は、サービス提供（それと不可分一体の保険給付）に必要な一次利用の範疇だとしても、そこから先のデータベースの構築は二次利用となる。また、匿名加工情報の第三者提供に本人同意が不要だとしても、一般人が審査支払の先にあるデータベースの構築及び利用を認識しているかは微妙である。少なくとも、被保険者が社会保険の保険関係の当事者であるという当事者性がかかる制度には反映されていない<sup>26</sup>。

更に全国がん登録データベースの場合には、一定期間データは匿名化されていないにもかかわらず、個人情報保護法等の適用がそもそも排除されている（35条）。この結果、本人開示請求も認められないことになる<sup>27</sup>。

確かに公衆衛生上の必要はデータベースの構築及び同意無き第三者提供（個人情報保護法23条2項3号）を是認するのに十分な理由である。しかし、同意原則及び本人開示請求権を一律に排除することは、情報が機微情報であるだけに、いささか個人の権利や利益への配慮が希薄といえよう。

## 6. 小括

以上、悉皆でないが、代表的と思われる制度を通じて問題を考察した。その範囲で言えば、社会保障法における個人情報の扱いは、機微性や権利発生の機序等の違いもあり、必要に応じた個別的対応の傾向が見られる。このため、社会保障に係る個人情報の統一的・体系的整理は十分なされていないと考える。そうした中で、医療・介護データベースのように、院内掲示、暗黙の同意等があったとしても、個人がサービス提供時には十分意識しない目的での利用が広がっている。ましてや全国がん登録データベースとなると、公益が優先されている。その一方で年金記録、特定健診・保健指導のように個人の権利や利益に関わる個人情報も集積されており、私益への配慮も求められる。これら状況に鑑みるなら、社会保障の個別分野を超えた統一性・体系性の必要性も含め、社会保障としての個人情報を考えてみる必要があるであろう。その場合のアプローチとしては、自己情報コントロール権、知る権利等もあるが、社会保険の保険集団を典型として、社会保障の情報が個人を超えた一種の共有財（私益と公益の両面性）として位置付けられるかも課題となる。

<sup>24</sup> 個人情報保護法によれば、要配慮個人情報の第三者提供には本人の同意を要するのが原則である。その例外が、①法律に基づく場合、②業務委託及び特定の者との共同利用（例えば特定保健指導のための事業所との共同利用）である。更に匿名加工情報の場合には、本人同意を要しないで第三者提供が可能である。

<sup>25</sup> 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（2017年4月14日）の「別表2 医療・介護関係事業者の通常の業務で想定される利用目的」に保険事務が入っている。また、第三者手強との関係については、「院内掲示等により明示されている場合は、原則として黙示による同意が得られているものと考えられる」とされている。

<sup>26</sup> 更に言えば、データベースが保険者による医療提供側との交渉力の源泉となる点で、データの帰属問題がどこにあるかが重要である。保険者による医療保険制度への働きかけについては、島崎謙治『日本の医療 制度と政策[増補改訂版]』（東京大学出版会、2020年）485-487頁を参照されたい。

<sup>27</sup> 開示を認めない理由としては、「本来、診断結果や治療内容は医療機関に直接確認することであり、担当医の承諾を得ない下での開示は治療方針に悪影響を及ぼす可能性がある」ことが挙げられている（[https://ganjoho.jp/reg\\_stat/can\\_reg/national/public/about.html](https://ganjoho.jp/reg_stat/can_reg/national/public/about.html)（最終閲覧日：2020年11月22日））。

### Ⅲ. フランス社会保障における個人情報

#### 1. 個人情報の意義に関する議論

##### (1) 基本権としての個人情報<sup>28</sup>

EUの基本権憲章では、私的生活尊重の権利（7条）に続き、個人情報の保護（8条）が自由権として規定されている。また、財産権の関係では、知的財産の保護（17条）が規定されている。更に個人情報保護に関しては、1995年のデータ保護指令を廃止・制定された一般データ保護規則（RGDP）が2016年に登場している。これらEU規制とは別に欧州評議会の欧州人権条約にも、私的生活尊重の権利（8条）の規定が存在する。ここでも1981年の「個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約」（108号条約）により、個人情報の修正、消去等の権利が規定されている。

何れの条約等の当事国であるフランスでは、個人情報に関する国際法上の義務が国内に及ぶことになる<sup>29</sup>。条約上の義務の国内担保法は、1978年に制定された「情報処理、情報ファイル及び自由に関する法律」（以下「1978年法」という）である。この1978年という年代を考えると、フランスがいち早く個人情報保護に取り組んでいたことが分かる。その中心的役割を担うのが、同法に基づき創設された「全国情報処理及び自由委員会」（CNIL）等の監視機関である。

かかる先駆的対応は、民法にも反映している。1970年の改正により、第1編の人に関する規定の中に、私的生活の尊重に関する権利（*droit au respect de la vie privée*）を有することが規定された（9条）。また、同時に改正された刑法では、個人の私生活の内密性への侵害が人格権に係る犯罪（226-1条等）として規定され

ている<sup>30</sup>。また、1978年法においても、情報自己決定権が規定されている<sup>31</sup>。

これらとは別に公衆衛生法典（CSP）は、医療専門職、医療機関、社会福祉施設、社会・医療施設等でサービスを受ける者は、私的生活の尊重及び医療上の秘密（*secret médical*）に対する権利を有することを規定する（L.1110-4）<sup>32</sup>。また、同法典は、全ての人が自らの健康状態を知る権利を規定しており、その中には、実施される診察・治療・予防の有効性のみならず予期可能なリスクや代替的な対応等が含まれる（L.1111-2）。当該規定は、インフォームド・コンセントの前提ともなる規定であり、個人情報の意義という点でも重要である。

社会事業・家族法典も類似の規定を設けている。例えば、個人が有する権利及び自由として、個人情報の秘匿性、サービス提供に係る情報及び文書へのアクセス、利用者が享受可能な権利又は法律上・契約上の保護等の情報が列挙されている（L.311-3）。

##### (2) 国務院の報告書

これまでの実定法の建付けからすれば、私的生活の尊重は、人格権として位置付けられている。その点、国務院の2014年の報告書も、1978年法における個人情報の保護法制の論理は、個人情報が財産権ではなく非財産権の一つである人格権（*droit de la personnalité*）であることを前提に構築されていることを指摘する<sup>33</sup>。更に同報告書は、これがフランスのみならず、欧州評議

<sup>28</sup> フランスの個人情報保護法制に関する文献は多い。例えば、大石泰彦「フランスにおける私生活保護」『青山法学論集』32巻2号（1990年）49頁、土井長久「フランス法における私生活的保護について」『明治大学社会科学研究所紀要』44巻1号（2005年）171頁

<sup>29</sup> RGDP 4条15）が保健医療データを定義しており、人の健康に関するデータにも規制が及ぶ。

<sup>30</sup> 医師等の職業上の秘密に関しては、その漏示等の罪が別途規定されている（226-13条等）。

<sup>31</sup> 第1条は「情報処理は、各市民のためのものでなければならない。その発展は、国際協力の枠組みの下で実施されなければならない。情報処理は、人格、人権、私生活、個人又は公共の自由を侵害してはならない。自らの個人情報になされる利用及び当該情報を処理する人に生じる義務を決定しコントロールする権利は、2016年4月27日の欧州議会及び理事会のEU規則2016/679号、2016年4月27日の欧州議会及び理事会のEU指令2016/680号並びに本法の下で行使される。」ことを規定する。

<sup>32</sup> 公衆衛生法典は人の権利に関する章を置く（L1110-1～L1110-13）。そこでは、本文に挙げた以外にも、尊厳の尊重、差別の禁止、適切な医療を受ける権利等が規定されている。

<sup>33</sup> Conseil d'Etat, *Le numérique et les droits fondamentaux - Etude annuelle 2014*, La Documentation française, 2014, p.264 et s.

会108号条約及びEU指令（95/46/CE）の採用する立場でもあることを指摘する。それと同時に、何を財産権とするかは絶対的ではなく、所有権制度の基本原則は、憲法34条が規定するように立法の問題であり、1789年の人権宣言以来、その所有権の範囲は拡大していることも指摘している。つまり、個人情報を財産権の客体とすることが未来永劫あり得ないわけでないことになる。

このような議論が起きる背景には、個人情報がデータベースに化体すると、中味がもともと個人情報であるにもかかわらず、データベースの所有権は本人ではないという矛盾が存在することがある。しかも、データベースの利用が、個人情報の出所である個人ではなく、当該個人とは別人による営利目的での利用であれば、その矛盾は一層大きい。このため、個人情報を所有権の客体とすることにより、当該個人の地位を強化しようという論者が登場することになる。

### （3）非財産権としての個人情報

個人情報が財産権ではなく人格権であることは、当該情報の主体である個人の権利は、あくまで情報の利活用に関するコントロール権に止まることを意味する<sup>34</sup>。その点を、まず確認しておきたい<sup>35</sup>。

①有体物又は無体物に対する財産権（droit patrimonial）や物権（droit réel）、あるいは、個人に付随するか個人にのみ行使し得る対人権（droit personnel：債権）と異なり、私生活の保護に対する権利は、非財産的権利（droit extra-patrimonial）に分類される。

②財産権と同じように、非財産的権利も、特定の個人だけではなく、全ての人に対して対抗力を有する。しかし、当該権利は、財産権と異なり、物と結びついておらず、権利が内在する個人から切り離すことができ

ない。

③非財産的権利は、人の尊厳の保護を目的とする基本的権利であるが故に、権利が帰属する個人とはいえ、私生活の保護に係る自己の権利を放棄することができない（不可譲の基本権）。

### （4）所有権からみた個人情報

フランス民法は、所有権（droit de propriété）の属性として、使用権（usus）、収益権（fructus）及び処分権（abusus）を規定する（544条）。これは、使用収益処分の絶対性を認める日本の民法の所有権（206条）と同様である。仮に個人情報が財産権の一類型だとしても、個人情報の主体には、所有権のような処分権は想定しにくい。そうだとすれば、個人情報には使用収益という用益権（usufruit）しか認められず、3つの属性を備えた所有権の客体とはいえない。

個人の利益の保護という点で実定法は、所有権の形ではないにしても、個人情報の主体に各種権利を認めている。例えば、2018年以降国内に直接適用されるEUのRGDP（2016年4月27日付一般データ保護規則）が規定する以下の権利である。

①アクセスの権利：個人には、個人データが扱われているか否かを確認する権利、個人データ等にアクセスする権利が認められている（15条）。

②訂正の権利：個人が不正確なデータの訂正を求める権利等が認められている（16条）。

③忘れられる権利：収集目的との関係でデータが不要となった場合、データ取扱の同意が撤回された場合などに、個人がデータの消去を求めることができる（17条）<sup>36</sup>。

<sup>34</sup> D. Bourcier et P. de Filippi, << Vers un droit collectif sur les données de santé >>, RDSS, no. 3 2018, p.450

<sup>35</sup> Ibid.

<sup>36</sup> 忘れられる権利は、病歴のみならず、障害を理由とする差別の問題とも関係する。また、忘れられる権利が問題となる場面としては、民間保険加入の拒否や掛金の割増である。そこには、住宅ローン等の融資の際の信用生命保険のみならず、疾病保険の一部負担等をカバーする民間保険・共済等が含まれる。詳細は、伊奈川秀和「フランスの社会保障における忘れられる権利等の考察」【福祉社会開発研究】No.12（2020年）5-14頁を参照。

④ポータビリティの権利：個人には、提供したデータを構造化され可読可能な形式で受け取る権利、個人データを別の管理者に移行する権利が認められている（20条）。

⑤異議を述べる権利：個人には、個人データの取扱にいつでも異議を述べる権利が認められている（21条）。

このうち①については、公衆衛生法典においても、医療従事者や病院等が保有する医療情報に個人がアクセスする権利（個人情報を知る権利）が認められている（L.1111-7）。ただし、医師個人の個人的覚書、治療の過程で第三者から提供された情報、一定の精神病患者の情報は対象外である。

また、③と④については、単に個人情報に係る修正権やアクセス権とは異なり、情報提供後も個人が一定の権利を保持することが前提となる。その点をRGDP20条の「個人データのポータビリティに対する権利（droit à la portabilité des données personnelles）」で確認する。まず同条によれば、「当事者は、自己が処理責任者に対して提供した自己と関係する個人データを、構造化され、一般的に利用され機械的に可読可能な形式で受け取る権利を有するとともに、当該個人データの提供を受けた処理責任者から妨げられることなく、別の処理責任者に対して、これらの個人データを移行する権利を有する」。つまり、個人情報を提供したとしても、当該個人情報にアクセスする権利及び当該個人情報の利用状況を知る権利を保持し、それにより個人情報を移転することができるという意味でのポータビリティが確保される<sup>37</sup>。その他、保健医療情報については、処分不可能性に付随して、情報の譲渡又は商業利用が禁止されている<sup>38</sup>。この場合の禁止は、当事者の同意がある場合も含んでいる。その点では、仮に所有権構成をとっ

たとしても、個人が有する個人情報に関する用益権は、商業目的での利用が禁止される限りでは、限定的ということになる<sup>39</sup>。

次に、かかる私権の制限の意義が問題となる。D. Bourcier及び P. de Filippiは、インターネットの時代（特にビックデータやAI）において、包括的な事前同意を与えることによってしかサービスが提供されず、その結果同意があっても、それが必ずしも本人の利益を反映しないことのリスクを指摘する<sup>40</sup>。一見私権の制限であっても、無制限な商業目的による個人情報の利用を抑止し、結果的に個人情報を保護につながることは、重要な視点である。そうであれば、真正面から個人情報を所有権の対象とすることも選択肢である。実際、A. Bensoussanのような所有権化を主張する論者もあり、財産性を巡って賛否両論が併存するのが現状である【図1】<sup>41</sup>。D. Bourcier及び P. de Filippiの説明によれば、個人情報の所有権化論は、全ての人は自己の財産を自由に処分する権利を有するという自由主義の考え方に根差しており、個人もデータ事業者が得る利益の分配を受けてしかるべきという考え方が潜んでいる<sup>42</sup>。

<sup>37</sup> *Ibid.*, p.451

<sup>38</sup> 具体的には、公衆衛生法典（L.1111-8）は、「当事者の同意があった場合も含め、直接的又は間接的に識別可能な保健医療データの有償でのあらゆる譲渡行為は禁止され、違反者は刑法第226-21条の罰則に処する」と規定する。

<sup>39</sup> D. Bourcier et P. de Filippi, *op. cit.*, p.451

<sup>40</sup> *Ibid.*, p.452

<sup>41</sup> A. Bensoussan, *Informatique et libertés*, Francis Lefebvre, 2020, pp.49-50

<sup>42</sup> D. Bourcier et P. de Filippi, *op. cit.*, pp.452-453.この他、論文では、所有権と人格権の調和策としては、著作権のように財産的権利（譲渡可能）に人格的権利（譲渡不可能）を結び付けるハイブリッドな制度の可能性が提示されている（*ibid.* P.454）。

図1 データの財産権化に関する賛否

賛否	論者	ポイント
賛成論	A. Bensoussan <sup>43</sup>	・データは無体財産であり、公序による規制を別とすれば、所有者による保護、保有、交換が可能である。
	G. Koenig <sup>44</sup>	・今日、人々は自己の情報に対する管理権を喪失している。所有なしに管理はなく、データにも基本権を拡大し、自己の自己に対する権利を認めるべきである。 ・所有権を認めるべき理由は、 ①データ集積により利益を得ている現実からして、経験則として、個人は一定の権利を有すべき ②管理の手段としては、法的には所有権が適当である ③成熟社会においては、国家による保護に代えて、市民・消費者の責任に委ねることが倫理的に正当化される。 ④ロックが言う自己所有に照らしても、哲学的には所有権が近代の理想である。
反対論	国務院	所有権に基づき権利を譲渡することで、個人情報に係るデータに及ぶ保護を個人が享受できないことは望ましくない。それに加えて、所有権を認めない理由としては、 ①データは集積することにより価値が高まるため、個々の個人情報データに所有権を認めたところで、インターネット利用者と事業者との構造的な不均衡は是正されないこと ②現行法の下で個人情報保護のために課せられている公法上の規制が所有権の侵害となる可能性があり、所有権との関係で公益目的の実現が厳格に問われることになり、かえって個人の利益を損なう可能性があることである。

全国デジタル評議会 (CNNum) <sup>45</sup>	所有権の議論は、従前のEUのパラダイムを覆すことになり、問題が多い。まず、個人情報か否か、誰が所有者なのかの一義性に欠け、かえって法的不安定化を招来する。この結果、人の尊厳の上に構築された人格権と相容れない商業主義の論理のために、個人等の保護が危険にさらされることになる。
全国情報・自由委員会 (CNIL) <sup>46</sup>	所有権としての再構成は、同意というフィクションの名の下に個人が情報を処分することを可能にする。これは人格権又は基本権に基づき、私生活への侵害を防御する手段を放棄し、GAFAが個人情報を集積することに荷担するだけである。

### (5) 小括

仮に所有権構成を採用しなくとも、個人情報の主体以外の者が所有権を有するのは、個人情報に由来するデータベースを所有し、そこに知的財産が及ぶことはあり得る。さらに、フランスの議論からすれば、個人情報に所有権を認めることにより、その処分が可能となり、かえって個人の利益が害される可能性がある。しかも、所有権の絶対性からすれば、所有権としての個人情報に制限を設けるためには、相応の公益上の必要性で求められる。従って、個人の利益の保護のためには、個人情報を所有権の客体とするだけでは十分ではないことになる。とりわけ、医療のような機微情報であれば、情報の所有権化には慎重さが求められることになる。

フランスにおいては、個人情報の所有権化の余地を残しつつも、所有権が必ずしも個人の利益の保護にならないことにも鑑み、別途公法上の規制（個人に対する忘れられる権利等の付与）を通じて、個人の権利や利益を保護していることになる。そうであれば、我が

<sup>43</sup> A. Bensoussan, << Pour un droit de propriété et une monétisation des données personnelles >>, Blog du Figaro, 28 février 2018.

<sup>44</sup> G. Koenig, << Droit fondamental >> et <<Le pacte softien >>, Génération libre, *Rapport Mes data sont à moi. : Pour une patrimonialité des données personnelles*, janvier 2018, pp. 4-19

<sup>45</sup> CNNum, Avis du Conseil national du numérique sur la libre circulation des données dans l'Union Européenne, 2017

<sup>46</sup> M. Delmas-Marty, << Repenser le droit du numérique ? >>, Cnil, *Vie privée à l'horizon 2020, Parole d'experts*, Vahiers IP Innovation et prospective, no 1

国の個人情報保護法が、個人情報の所有権の問題を横に置いて、公法上の規制の体系となっていることには、それなりの合理性があることになる。そこで、以下では、情報化を社会保障の固有性に着目して検討する。

## 2. 社会保障の情報化と保護

### (1) 社会保障の情報化

フランスは、電話回線を利用した画像情報端末であるミニテル (minitel) を1980年代から実用化した。社会保障の分野においても、1998年から被保険者証のICカード化 (Vitale) が進められ、現在では遠隔医療 (télémédecine) がコロナウイルス対応の関係もあり、積極的に推進されている<sup>47</sup>。

社会保障の情報化は、データの集積をもたらし、医療情報に関しては、①全国疾病保険制度間情報システム (SNIIRAM) と②情報システム医療化プログラム (PMSI) に大きく分かれる。これは、医療が開業医

と病院に二分され、出来高払いを基本とする前者と予算制による後者で仕組みが異なることに起因する<sup>48</sup>。そうした中で、分散する各種医療データのみならず介護・障害分野も含めたデータの集約化が進められている。担い手の中核は、ビックデータ構築のため2016年の医療現代化法に基づき翌年創設された全国医療情報機構 (INDS) であった<sup>49</sup>。現在、INDSは医療データハブ (HDH : Plateforme des données de santé) に組織変更されている<sup>50</sup>。これは56機関により構成される公益事業共同体 (GIP) であり、医療情報データベースに関する関係者間の連携等を担うことになっている。法的に重要な点は、改正前は各データが保有機関に分散・帰属し、国は第三者に止まっていたのに対して、改正後は国も参画するHDHを通じた国の戦略的監督権の下でデータ集積が推進されることである<sup>51</sup>。また、公益目的の研究に限り認められるデータの利用の承認過程において、医療分野の開発・研究・評価に関する倫理・科学委員会 (CESREES) が科学的側面のみならず公益性の判断の統一窓口 (ワンストップサービス) にもなる<sup>52</sup>。この公益性の判断に当たって、同委員会に医療利用者団体代表が構成員となっていることが注目される<sup>53</sup>。

実際の医療データベースとしては、全国疾病保険金庫が運営する全国医療情報システム (SNDS) が重要である。そこで集積されるデータには、疾病保険関係の①診療報酬に関する全国疾病保険制度間情報システム

<sup>47</sup> 遠隔医療の発端は、対面診療が困難な状況にある船員の無線医療であった (1983年4月29日付関係大臣通達)。その限りでは、限定的・限定的な利用に止まるが、2002年にEUが打ち出した「e-ヨーロッパ2005：皆のための情報社会」を契機とし、遠隔医療は累次の制度改正を経て拡大してきている。具体的には、2004年8月13日の疾病保険に関する法律により遠隔医療が法律上も位置付けられる。その後2009年7月21日の医療改革法 (HPST法) により、実施に必要な政令及び通知も制定され、実際に遠隔医療は動き出すことになる。まず試行期間を経て、2018年9月15日から医療保険の償還対象となっている。その場合の要件としては、患者は医療経路 (≒主治医制度) に登録されていること (過去1年間に最低1回の対面診療) が原則とされたが、コロナウイルス対応で要件等が緩和されている。遠隔医療の目的は、元々①高齢者医療など生活習慣病の患者の継続的管理、②医療資源の偏在の克服である。遠隔医療により、①医療への平等なアクセスの保障、②適切な医療の提供による質の保障、③医療の効率化による医療費の抑制を実現することが期待されている。なお、遠隔医療 (télémédecine) の類似概念は、遠隔保健医療 (télésanté)、E医療 (E-santé) 等がある。公衆衛生法典 (L. 6316-1) によれば、遠隔医療とは、医師の独占という意味での医療行為の一形態であり、遠隔保健医療より狭い概念である。遠隔医療の類型としては、①遠隔診療 (téléconsultation : 医療職の支援を受ける場合も含め、医師が遠隔により行う診療)、②遠隔鑑定 (téléexpertise : 患者に関する医療情報に基づき、遠隔の一人又は複数の同僚医師から受ける意見)、③遠隔観察 (télé-surveillance : 遠隔により医師が患者の医療データを観察・分析)、④医療的遠隔支援 (téléassistance médicale : 遠隔において別の医師が手術等の医療行為を行う医師の医療行為を支援)、⑤救急医療対応 (réponse médicale : 救急医療隊が行う遠隔医療) に分類される (2010年10月21日付政令第2010-1229号)。遠隔医療については、O. Renaudie, <<Télémédecine et téléservice public >>, Revue française d'administration publique, no.146, 2013, p.386等を参照。

<sup>48</sup> P.-L. Bras, << La mise en œuvre de la loi santé >>, Conseil d'État, Santé et protection des données, La documentation française, 2019, p.55

<sup>49</sup> INDSのサイト (<https://www.indsante.fr/> (最終閲覧日：2020年11月22日))

<sup>50</sup> 医療データハブの創設は、医療制度の組織及び転換に関する2019年7月24日法による。医療データハブのサイト (<https://www.health-data-hub.fr/> (最終閲覧日：2020年11月22日))

<sup>51</sup> P.-L. Bras, *op. cit.*, p.57

<sup>52</sup> 手続きとしては、HDHへの申請受付、CESREESの審査、CNILによる許可、HDHによるデータ抽出、申請者によるデータ利用、研究結果等のHDHホームページ上の公開といった流れとなる。

<sup>53</sup> Arrêté du 26 mai 2020 portant nomination des membres du Comité éthique et scientifique pour les recherches, les études et les évaluations dans le domaine de la santé

(SNIRAM) 及び②病院等の医療行為に関する情報システム医療化プログラム (PMSI) のほか、③医学的死亡原因疫学センター (CepiDC) の死亡原因に関するデータ、④全国自律連帯金庫に集約される県障害者センターの障害に関する情報が含まれる<sup>54</sup>。

このようなデータ集積は、既に糖尿病薬 (メディアートル) のやせ薬としての利用がもたらした健康被害 (薬害) の原因究明にも利用されたことが指摘されている<sup>55</sup>。その点では、データ利用は、医療の民主化にも貢献する。また、ハブによる集約化は、データの中味の透明性や利用価値を高める<sup>56</sup>。その点では、研究成果等のHDHのホームページ上での公開を義務付けていることが注目される。その一方で、医療情報のデータベース化は、匿名化されているとしても、対象が機微情報であるだけに、個人情報保護の重要性を増大させる要因でもある。

## (2) 公衆衛生法典等の規制

個人情報保護に関しては、公衆衛生法典等が一般法とは別に規制を設けている。SNDSについても、医療現代化法は、オープンデータベースではない情報の利用原則として、匿名化及びトレーサビリティを挙げた上で (CSP.R1461-7)、具体的な基準として、守秘義務、データの完全性 (保存) 等を設けている<sup>57</sup>。

また、SNDSの利用に関して、公役務を遂行する一定の機関には恒常的なアクセスが認められる。それ以外の機関の場合には、HDHへの個別の利用申請手続きが求められる。その場合であっても、利用は医療・医

療的福祉の情報把握・評価、社会保障政策の立案・実施・評価、支出の把握、従事者・施設情報の把握、安全の確保・監視、研究開発等に寄与し、公益目的に沿っていることが要件となっている (CSP.L1461-3)。また、医療関係製品の商業化、保険会社が一定の者を保険契約から除外若しくは掛金を割増するための利用の場合には、利用が禁止される。また、取得したデータの販売も禁止される。

このほか、RGPD、1978年法等の個人情報保護規制がHDHにも及ぶ。例えばデータが機微情報である健康データの場合には、RGPDがデータ保護影響評価及び事前協議並びにデータ保護オフィサーの指名・関与を義務付けている (9・35・36条)。このうちデータ保護影響評価については、CNILが実施に必要なソフトウェアを提供している<sup>58</sup>。さらにCNILにはRGPDの監督機関としての役割が付与されている。仮に事業者等に法令違反がある場合には、CNILには監督、警告、改善命令、制裁金等の権能を発動することができる (1978年法19条等)。

## (3) 裁判例

フランスでは、RGPDによる規制以降、個人情報を巡るCNILへの苦情申立は増加傾向にあるようである<sup>59</sup>。コロナウィルス拡大後の特徴として、在宅勤務 (テレワーク) の勤務状況の監視、カメラ、ドローン等を利用した過剰な監視の問題が浮かび上がっている<sup>60</sup>。

公衆衛生関係では、公共施設でのサーモカメラの設置が個人情報の侵害を招くとして、我が国の仮処分類似の制度であるレフェレ (référé) が提起されてい

<sup>54</sup> SNDSのサイト (<https://www.snds.gouv.fr/SNDS/Accueil> (最終閲覧日: 2020年11月22日))。公衆衛生法典 (L1461-1) では、要介護度等の介護情報、母子保健情報等が規定されている。

<sup>55</sup> P.-L. Bras, *op. cit.*, p.56

<sup>56</sup> HDHのEngagements citoyensでは、データハブの意義として、希少疾病の治療法の開発、医療過誤の防止、早期発見・治療等が挙げられている (<https://www.health-data-hub.fr/ressource> (最終閲覧日: 2020年11月22日))。

<sup>57</sup> 具体的なデータのアクセス、利用等の条件は、SNDSに関する安全基準省令 (2017年3月22日) が規定する。

<sup>58</sup> J. B. Malafosse et D. Bandon-Tourret, *Lancer un projet E-santé*, Edition Législative, 2019, p.40

<sup>59</sup> 国務院が2020年10月23日開催した「情報のガバナンス及び規制 (Governance et régulation des données)」に関する討論会

<sup>60</sup> Ligue des droits de l'homme, Les caméras thermiques de Lisses << débranchées >> par le Conseil d'État, le 30 juin 2020 (<https://www.ldh-france.org/les-cameras-thermiques-de-lisses-debranchees-par-le-conseil-detat/> (最終閲覧日: 2020年11月22日))

る。事案は、リース町が公共施設においてサーモカメラを設置するとの決定に対して、人権連盟が当該決定の執行停止及びカメラの撤去を求めたレフェレである。ヴェルサイユ行政裁判所は、2020年5月22日、当該請求を棄却した。それに対して、抗告審である国務院は、2020年6月26日、前審の棄却決定を破棄し、リース町にサーモカメラの使用を停止することを命じた<sup>61</sup>。裁判では、学校の入り口に設置されたサーモカメラがEUのRGPDという情報の処理や個人情報に当たるかが争点の一つとなった。国務院は、サーモカメラによる生徒、教員等の健康情報の収集がRGPDの情報処理や個人情報に当たると判断するに当たり、以下の理由を挙げている。

- ①レフェレによる緊急措置の対象となる基本的自由 (libertés fondamentales) の侵害 (行政裁判法典L.521-2条) について、「個人情報の保護に対する権利を含む私生活の尊重 (droit au respect de la vie privée) に対する権利及び移動の自由 (liberté d'aller et venir) は、当該条文の規定の意味において基本的自由に該当する。」
- ②「サーモカメラの使用を決定した者の名において行動する者により、情報を把握することが可能になる場合には、使用されるサーモカメラが情報を記録しなかったとしても、そして、この情報に基づき、使用を決定した者が何らかの行為を決定するとしたならば、当該情報は、情報の収集及び利用に関する活動、すなわちRGPD第4条の処理を行うものとみなされる。」
- ③「平均からの乖離の表記は、測定情報が基準に収まっているか乖離しているかの表記につながるよう、測定後に当該情報が参照基準と比較されることを前提としており、色による符号の表示によるサーモカメラに関する限り、RGPDの対象となる情報処理の自動化に該当する。」
- ④「この処理は、特定可能な個人に関するものであって、

特定の疾病から見た個人の健康状態を示すパラメータの状況を評価する目的である限り、個人の健康情報に該当する。」

⑤「担当者による測定された体温による人の同定だけでは、個人情報とは言えないが、システムにより処理された画像は、それが保存されなくても、人を同定するのに十分詳細である。かような次第で、カメラの使用される状況からして、情報の収集及びその実施の目的化より前であっても、カメラの使用が人の同定を引き起こすことが認められる。従って、当該情報は、RGPDの意味において個人情報である。」

本判例から、フランスにおいて、医療情報がかなり厳格に取り扱われていることが分かる。次に社会保障の固有性の一つである集団性との関係で個人情報の問題を検討する。

### 3. 団体としての利用者の参画

訴訟も含め団体に当事者性を認める例としては、消費者団体や労働組合がある。社会保障における個人情報は、ビックデータになった時に単体にはない価値（公共財的価値）が発生することがある。それだけに、社会保障においても、当事者団体に何らかの権利を認められるかが重要となる。

フランスにおいては、利用者、患者等の当事者参加の観点から、利用者団体の存在が公立病院内部を皮切りに徐々に法認されるようになってきている<sup>62</sup>。具体的には、権利主体としての利用者協会 (association d'usagers) であり、利用者及び患者の権利保護に関する活動を一定期間継続してきた透明性・代表性・独立性を兼ね備えた団体が大臣（全国団体の場合）又は地方医療庁長官（州以下の地方団体の場合）の認可を受けることが必要

<sup>61</sup> Conseil d'État, Juge des référés, 26/06/2020, 441065, Inédit au recueil Lebon (<https://www.legifrance.gouv.fr/ceta/id/CETATEXT000042074680/> (最終閲覧日：2020年11月22日))

<sup>62</sup> 医療の民主化の流れの中で当事者参加を参画権 (droits-participation) として捉える論者もいる (A. Lami et V. Vioujas, *Droit hospitalier*, Bruylant, 2018, pp.386-387)。

である(CSP.L.1114-1)<sup>63</sup>。利用者団体の背景や利害は区々であることから、2016年の医療現代化法により、全国的な調整の必要性から、72団体を構成員とする全国団体として医療制度認可利用者協会全国連合(UNAASS)が創設されている。その中には、患者、難病、薬害等の団体だけでなく、認知症、障害者、家族政策等の福祉分野の団体も含まれている<sup>64</sup>。

法的に重要なのは、利用者協会に一定範囲で原告資格が与えられていることである。例えば犯罪被害に係る損害賠償との関係において、利用者協会には集団全体の共通利益のための私訴原告人(partie civile)としての訴えが認められる。さらに利用者協会には、クラスアクションが認められている(CSP.L.1143-1)。すなわち、利用者協会は被害者の利益を代表し訴えを起こし、それが認められた場合には一定期間内に参加する被害者の被害額を確定することで被害者の救済を図ることができる仕組みである。この他、利用者協会は、様々な医療政策の立案プロセスに参画することが認められている。個人情報に関しても、利用者団体は、公益事業共同体であるHDHの構成員であり、運営に一定の投票権を有している。また、公益目的の利用の審査等に当たるCESREESの委員会構成員にも利用者団体の代表者が1名含まれている。

## IV. 若干の考察

以上の分析から、フランスにおいても、個人情報を財産権の客体として捉えるには至っていない。しかし、EUのRGPDによる忘れられる権利及びポータビリティの権利は、個人情報に係る訂正権とは異なり、提供後

に個人が情報の処分権を保持することに近い権利構成である。フランスの議論からは、そのような個人情報の本質的議論とともに、以下のような示唆も抽出できる。

### ①個人情報に対する権利の明確性

個人情報保護法は、その建て付けから、個人情報に対して個人が有すべき権利を網羅するものではない。社会保障におけるレセプト、カルテ、年金記録等の過去の経緯に鑑みると、個人情報に対して個人の権利性は明確ではない。フランスにおいては、公衆衛生法典が医療関係の記録文書への個人のアクセス権を規定するなど、個人情報に対する権利性が比較的明確である。ポータビリティの権利など、財産権でないにしても、個人に対して多様な権利を付与している。その点では、我が国でも個人情報に対する個人の権利を法律上明確に位置付けることには、一定の意義があると考えられる。

### ②同意のもつ仮想性

オプトインにせよ、オプトアウトにせよ、個人情報保護の仕組みにおいて、同意が要石となっている。我が国の個人情報保護法においても、本人同意に絶対性を付与しており、同意の有無及び同意内容(利用目的)が利用にとって決定的である(23条1項)<sup>65</sup>。実際には、情報技術等に精通している一般人はわずかであり、通り一遍の同意は、必ずしも本人の最善の利益を実現するとは限らない。それ故、同意に絶対的な価値を置くことには、一種の法的フィクションとして危険性が潜んでいることになる<sup>66</sup>。このことは、個人情報を財産権との関係を考える上でも重要である。

### ③利用者団体の代表性

社会保障分野の審議会には当事者団体が参画する例は見られるところである<sup>67</sup>。個人情報に関する諮問機

<sup>63</sup> X. Bioy, A. Laude et D. Tabuteau, *Droit de la santé*, 4 éd., PUF, 2020, pp.355-364 ; M.-L. Moquet-Anger, *Droit hospitalier*, 5 éd., LGDJ, 2018, pp.356-367

<sup>64</sup> France Assos Santéホームページ (<https://www.france-assos-sante.org/actualite/72-associations-composent-l-unaass/>) (最終閲覧日: 2020年11月22日)

<sup>65</sup> 公益目的、本人の最善の利益の観点からは、一定の場合には同意無しの利用が可能である(同条1項各号)。

<sup>66</sup> Y. Pouillet, << Protéger qui, protéger quoi et comment ? >>, *CNIL, Cahiers IP, Vie privée à l'horizon 2020, Paroles d'experts*, p.46

<sup>67</sup> 多くの審議会は有識者構成であるため利用者代表もその中に位置付けられる。しかし、中医協のように厳格な三者構成の場合には、労使又は被保険者の代表の中に位置付けざるを得なくなる。

関等が設けられる場合には、個人情報の主体としての個人の利益を代表する者（団体）の参画が重要となる。その場合には、フランスのように利用者団体を法認することも代表性という点で検討に値する。とりわけ社会保険分野は、被保険者はサービスの利用者だけでなく費用の拠出者でもあり、個人情報の取扱いに関与する正当性を有するといえよう。その場合に被保険者利益が保険者（その団体）又は患者団体だけで十分反映されるか否かは検討を要する。これを別言すれば、代表制民主主義（*démocratie représentative*）に対する参加型民主主義（*démocratie participative*）を社会保障情報の分野に導入すべきか否かという問題である<sup>68</sup>。

以上のように本稿の検討は未だ試論の域を出ない。しかし、生存権保障を目的とする社会保障の個人情報がデータ化され活用される一方で、生存に関わる災害時の災害弱者支援、孤独死の防止等に利用できない事態が発生してきた矛盾に鑑みるなら、社会保障に即した検討の必要性は首肯されよう。また、秘匿性が高いはずの抵当権等の不動産情報が登記により白日の下に晒されていることからすれば、個人情報の保護と利活用の間には相克がある。それだけに、社会保障においても、秘匿性のみならず、個人情報の出所や利用の場面に即した詰めた議論が求められることを最後に指摘しておきたい<sup>69</sup>。

なお、本稿は、JSPS科研費18G0130の助成を受けた研究成果の一部である。

<sup>68</sup> Y. R. Rayssiguier et G. Huteau (dir.) , *Politiques sociales et de santé*, Presses de l'EHESP, 2018, p.623

<sup>69</sup> 2020年8月24日の第75回社会保障審議会医療部会において、島崎謙治委員が「私は、データヘルスについて、もちろんメリットもたくさんあると思いますが、光もあれば影もあるということだと思います。一つは、パーソナル・ヘルス・レコードに関していいますと、利便性が高い反面、知られたくない情報もあります。」と述べていることが注目される（[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2/0000210433\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2/0000210433_00013.html)（最終閲覧日：2020年11月22日））。